

## 「経営者保証に関するガイドライン」の対応について

当金庫は従来より、ご融資の際にご提供をいただく個人保証については、ご契約時に保証に関するご意志を慎重に確認させていただき、また保証契約期間中も保証内容の問い合わせがあった場合、その保証内容についてお知らせさせていただくなどの対応に努めてまいりました。

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当金庫では本ガイドラインを自発的に尊重し、遵守してまいります。

当金庫は、今後お客さまと保証契約を締結する場合、また保証人さまからの本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

（本ガイドラインの詳細については、以下をご参照ください。）

- [中小企業・小規模事業者の経営者の皆さまへ](#)
- [経営者保証に関するガイドライン](#)
- [経営者保証に関するガイドラインQ&A](#)
- [「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理に係る課税関係の整理に関するQ&A](#)

なお、おわかりにならないこと、またはお気づきの点がございましたら、下記の窓口をご利用ください。

石動信用金庫の全営業店、および業務部（電話 0766-67-1022）

石動信用金庫